

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(県内中小企業者の範囲等)

第2条 要綱第2条第1項第1号ただし書きの規定により、知事が別に定める事業者は次の各号に定める事業者とする。

- (1) 系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者も含む）
- (2) 公序良俗に反する等、補助することがふさわしくないと認められるもの
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）であること。

(補助金交付要件)

第3条 要綱に定めのない、補助金の交付要件は次のとおりとする。

- (1) 本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付決定を受けていないこと。
- (2) 県個人事業税又は法人事業税を滞納していないこと。

(各種様式関係)

第4条 要綱に定めのない、補助事業遂行上必要な様式は、次のとおりとする。

- (1) 前条を誓約する書類は、様式第1-2とする。
- (2) 補助金の精算交付に係る請求を行う書類は、別紙請求書とする。

(補助金の交付の決定)

第5条 要綱に定めのない、申請書の内容の審査については、別に補助金審査委員会設置要綱を定める。

(報告)

第6条 要綱に定めのない、補助事業遂行上必要な報告は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定時点において事業が完了している場合は、規則第13条に定める補助事業の実績について、交付決定を行った日から起算して30日を経過した日までに様式第12の実績報告書を知事に提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、売上高、売上総利益、経常利益、従業員数を知事に報告しなければならない。

(検査)

第7条 知事は、補助事業が適正に行われたかを確認するため、補助事業の完了後、現地調査等により事業の完了状況を検査することができる。

(情報の公開等)

第8条 知事は、補助金と国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金が同一の事業計画で申請されること、同一の経費に対して重複交付されること等を防止するため、県内中小企業者に対する補助金の交付の状況等について、情報の公開又は他の行政庁からの照会に対応できる体制を構築するよう努めなければならない。

附 則

この要領は、令和2年7月6日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月17日から適用する。

(様式第1-2)

誓約書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金を申請するにあたり、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- (1) 当社は、本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付決定を受けていません。
- (2) 当社は、県個人事業税又は法人事業税を滞納していません。

(別紙)

請 求 書

金 円

但し、愛知県新型コロナウイルス感染症対策

新サービス創出支援事業費補助金

上記の金額をお渡しください。

年 月 日

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

愛 知 県 知 事 殿